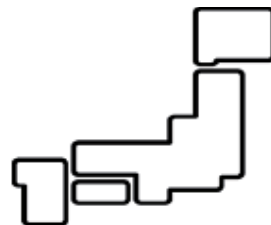


【資料】

1 学習指導要領について

学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定められたものです。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めています。



2 小中高等学校における新学習指導要領・解説より

「性に関する指導」における共通の記載事項

[小学校体育科、中学校保健体育科、高等学校科目保健] 解説、
及び[小中高等学校：特別活動] 解説で、共通する記載事項

指導に当たっては、

- 発達の段階を踏まえること
- 学校全体で共通理解を図ること
- 保護者の理解を得ること などに配慮することが大切である。

I 教科：体育科保健領域・保健体育科保健分野・科目保健

小学校 体育科：保健領域（第4学年）

(2) 体の発育・発達

ア 体の発育・発達について理解すること。

(ア) 体は、年齢に伴って変化すること。また、体の発育・発達には、個人差があること。

(イ) 体は、思春期になると次第に大人の身体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。また、異性への関心が芽生えること。

【内容の取扱い】 自分と他の人では発育・発達などに違いがあることに気付き、それらを肯定的に受け止めることが大切であることについて触れるものとする。
運動と健康が密接に関連していることについての具体的な考えがもてるよう指導すること。

中学校 保健体育科:保健分野(第1学年)

(2) 心身の機能の発達と心の健康

ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。

(イ) 思春期には、内分泌の動きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

【内容の取扱い】 妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性への尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。

中学校 保健体育科:保健分野(第3学年)

(1) 健康な生活と疾病の予防

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(オ) 感染症は、病原体が主な原因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源を無くすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

【内容の取扱い】 後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。

高等学校 科目保健(入学年次及びその次の年次)

(3) 生涯を通じる健康

ア 生涯を通じる健康について理解を深めること。

(ア) 生涯の各段階における健康

生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること。

【内容の取扱い】 思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。
責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

II 特別活動（小中高等学校）

[学級活動・ホームルーム活動]

小中高等学校共通

2. 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

※ 全ての学年=毎学年行うもの

小学校 特別活動 [学級活動]

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

【解説】 保健に関する指導としては、心身の発育・発達、心身の健康を高める生活、（中略）これらの題材を通して、児童は、（中略）自分で判断し、処理する力や、心身の健康を保持増進する態度を養う。さらに、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、児童を取り巻く環境が大きく変化している。こうした課題を乗り越えるためにも、（中略）必要な情報を児童が自ら収集し、よりよく判断し行動する力を育むことが重要である。
なお、心身の発育・発達に関する指導に当たっては（中略）配慮する必要がある。内容によっては、養護教諭などの協力を得て指導に当たる必要がある。

中学校 特別活動 [学級活動]

(2) 日常生活や学習への適応と事故の成長及び健康安全

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

【解説】 （略）具体的には、男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会と自分の生き方などの題材を設定し、（中略）話し合うなどの活動の工夫を行うことが考えられる。また、社会科、保健体育科、技術・家庭科、道徳科などの学習とも関連させ、（中略）家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方などについても、幅広く考えていくことが大切である。なお、この内容については、性に関する指導との関連を図ることが重要であり、内容項目のウとして挙げている「性的な発達への対応」とも関連付けて、生徒の発達の段階や実態、心身の発育・発達における個人差などにも留意して、適時、適切な指導を行うことが必要である。加えて（中略）事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておくなど、計画性をもって実施することが求められるところであり、適切な対応が必要である。

ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする
こと。

【解説】 (略) 中学生にとって、性を考えることは、大人として自立するための大切な過程であるが、自分の存在に価値や自信がもてないなど、時には様々な心の葛藤や遊びに傾斜する心と結び付き、性的な逸脱行動も危惧されることから、個々の生徒理解に基づく指導が大切である。

(中略) また、思春期の心と体の発育・発達、性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、友情と恋愛と結婚などについての題材を設定し、資料をもとにした話合いや、専門家の講話を聞くといった活動が考えられる。

なお、保健体育（保健分野）をはじめとした各教科、道徳科等の学習との関連、学級活動の他の活動との関連について学校全体で共通理解した上で、教育の内容や方法について保護者の理解を得ることが重要である。

また、思春期の心と体の発達や性については、個々の生徒の発達の段階や置かれた状況の差異が大きいことから、事前に、教職員が、集団指導と個別指導の内容を整理しておくなど計画性をもって実施する必要がある。また、指導の効果を高めるため養護教諭やスクール・カウンセラーなどの専門的な助言や協力を得ながら指導することも大切である。

高等学校 特別活動 [ホームルーム活動]

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

イ 男女相互の理解と協力

男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

【解説】 (略) 独立した一人の人格としてその尊厳を重んじ、(中略) 異性間における相互の在り方は、基本的に同性間におけるものと変わるところがない。

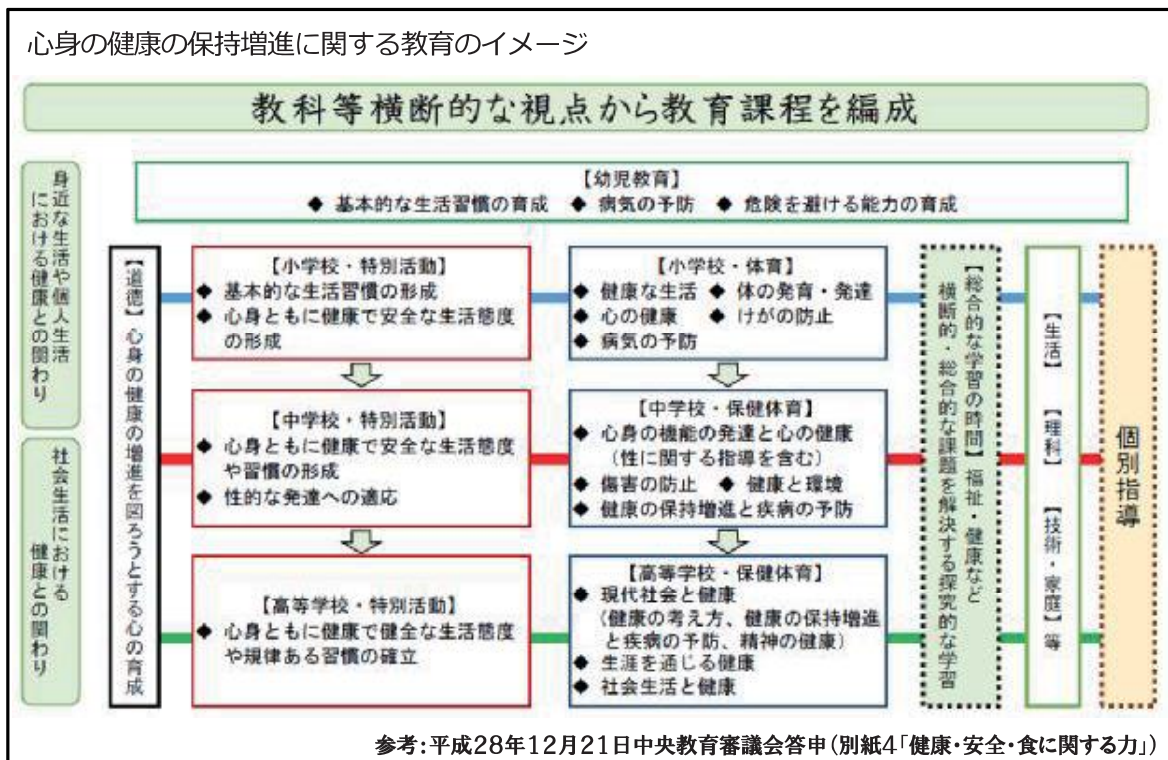
高校生の時期は、身体的にほぼ成熟し、男女それぞれの性的な特徴が明確になってくる。それにつれて、異性への関心も高まり、異性との交友を望むようになり、(中略) 男女が相互に相手を異性として強く意識するようになることが、かえって男女における身体的・精神面の違いの理解や、異性と人間関係を築くことに当たってのルールやマナーについての理解の妨げとなる場合もある。このため、男女相互の理解を一層深めるとともに、人間として互いに協力し尊重し合う態度を養うことが大切である。

(中略) ここで育成を目指す資質・能力としては、(中略) 家庭や地域社会における男女相互の理解と協力の在り方などについて幅広く考え、共に生きる人間として豊かに成長しようとする態度を育てることも考えられる。(中略) なお、「男女相互の理解と協力」については、性に関する指導との関連を図ることが大切である。性に関する指導については、青少年の性意識の変化、性モラルの低下などが指摘されていることを十分に考慮し、特別活動全体を通して行う人間としての在り方生き方に関する指導との関連を重視するとともに、特に、保健体育科の「保健」との関連を図り、心身の発育・発達における個人差にも留意して、生徒の実態に基づいた指導を行うことが大切である。

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
 節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

【解説】 (略) 日常の健康や安全に関する問題を把握し、必要な情報を適切に収集し、課題解決や健康及び安全の保持増進に向けた意思決定とそれに基づく実践などの活動が中心となる。
 (中略) 自らの健康状態についての理解と関心を深め、望ましい生活態度や習慣の形成を図っていくことが大切である。(中略) 高校生には、自他の健康保持に主体的に取り組む態度や、自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度を育むことが期待されている。
 (中略) 性に対する正しい理解を基盤に、身体的な成熟に伴う性的な発達に対応し、適切な行動がとれるように指導することも大切であり、性的情報の氾濫する現代社会において、自己の行動に責任をもって生きることの大切さや、人間尊重の精神に基づく男女相互のよりよい人間関係の在り方などと結び付けて指導していくことが重要である。(中略) 性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、(中略) 実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いて展開していくことが考えられる。(中略) 心身の健康と安全に関わる指導は、(中略) 内容によっては、養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導することも大切である。

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ



3 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)より

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

《第3章》

第1 各教科の目標及び内容等

(略) 特別支援学校の小学部〔中学部〕の各教科の目標、各学年〔各学年、各分野又は各言語〕の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校(中学校)学習指導要領第2章に示されているものに準ずることとしている。

(中略) しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、(中略) 準ずるのみならず、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮しなければならない。

※ 小(中)学校学習指導要領第2章には「各教科」について示されています。

知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

《第4章》

第2節 3 指導の形態について

(略) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科をもとに各教科の内容の指導を行うこととなる(中略)。

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款及び第2章第2節第2款における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、(中略)それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

※ 第2章第1節第2款=知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

※ 第2章第2節第2款=知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第4節 小学部の各教科 -第6 体育科 -3 各段階の目標及び内容 -G保健

保健領域は、従前生活科で取り扱っていた「健康・安全」のうち、「健康管理」について、体育科の保健として取り扱うこととし、新設された領域である。(中略)

指導にあたっては、生活科の各領域や日常生活の指導などと関連付けながら指導するとともに、日ごろから児童の健康状態について十分に把握しておき、その状態に応じて対応できるようにすることが大切である。

なお、月経の指導については、個別指導を基本とするが、開始の時期や期間中の様子などに個人差があるので、各段階とも家庭等の協力を得て、生理用品一式を用意しておくとともに、不安感をもたないで初経を迎えられるようにすることが大切である。

処置については生活科の用便、清潔、身なりの指導と関連させながら、初期の段階で個別に指導する必要がある。また、児童が、月経時に自分から女性教師に声をかけるよう指導することも大切である。

第5節 中学部の各教科 -第7 保健体育科 -3 各段階の目標及び内容 -H保健

(略) 保健領域の学習指導では、家庭等との連携を密にしながら、生涯にわたって活用できる能力や態度を育てることが大切である。また、小学部の保健領域の内容とともに生活科における「基本的生活習慣」や「安全」の指導を踏まえ、家庭科の指導内容と関連付けながら、指導する必要がある。

そのためには、一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、身体的成熟や心理的な発達に合わせて、女子の初経や月経の処置等に関する指導や男子の精通への対応など、性に関する指導を行う必要も考えられる。

《第4章》一 体育科・保健体育科

小学部 [体育科]

○3段階 (1) 目 標

ア 基本的な運動の楽しさを感じ、その行い方を知り、基本的な動きを身に付けるとともに、健康や身体の変化について知り、健康な生活ができるようにする。

【解説】 (略) 「健康や身体の変化」とは、身体測定の結果や年齢に伴う身体の変化と身近な事柄としての思春期における身体の変化などのことである。(中略) 「健康な生活ができる」とは、自分の身体を洗うことなどの衛生面や食欲の変化等の体調の管理などをできるようにすることである。(中略) 開始の時期や期間中の様子などに個人差はあるが、初経や月経、精通への対応も含まれる。

○3段階 (2) 内 容 G 保健

ア (中略) 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。

【解説】 (略) 「健康や身体の変化について知り」とは、(中略) 身体測定の結果や身体の変化などから、自分の身体の成長に関心をもち知ることである。

中学部 [保健体育科]

○1段階 (1) 目 標

ア 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。

【解説】 (略) 「体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり」とは、身体測定の結果や性徴を通じた体の発育に関すること、(中略) ストレスへの対処法やけがの処置も含まれている。

なお、体の発育・発達に伴う初経や月経、精通などや(中略) ストレスの対処法やけがの処置などについて、適切な対応を行うための初歩的な動きや技能をわかるようにすることである。

○1段階 (2) 内 容 H 保健

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。

【解説】 「体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方」とは、例えば、身体測定の結果や性徴を通して体の発育に関心をもち、(中略) 生活に必要な習慣や態度を身に付けることである。

○2段階 (1) 目 標

ア 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けるようにする。

【解説】 「仕方について理解」とは、各領域における運動や競技を行うために必要な基本的な技能を習得し、自らの力で対応できることである。また、体の発育・発達に伴う初潮や月経、精通など（中略）、基本的な技能の方法を習得し、自分で対応できるようにすることである。

○2段階 (2) 内 容 H 保健

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

【解説】 「体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し」とは、1段階の内容について自ら行動できるようになることであり、気持ちが意欲的であること、元気なこと、具合の悪いところがないこと、などの心と体の調子が良い状態にあることを理解し実践できるようにすることが大切である。

《第5章》－ 特別の教科 道徳

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずる（中略）。

※ 小(中)学校学習指導要領第3章には「特別の教科 道徳」について示されている。

《第7章》－ 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずる（中略）。

※ 小学校学習指導要領第5章及び中学校学習指導要領第4章には「総合的な学習の時間」について示されている。

《第8章》－ 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずる（中略）。

※ 小学校学習指導要領第6章及び中学校学習指導要領第5章には「特別活動」について示されている。